

令和6年第2回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和6年3月4日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 散 会	令和6年3月4日 午前9時00分 令和6年3月4日 午前10時01分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸		8 番	西 原 好 文		9 番	田 中 宏 之	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	地域振興課長		宮 本 大 樹		○
	副 町 長	山 中 秀 夫		○	基盤整備課長		大 島 浩 二		○
	教 育 長	吉 田 功		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	学校づくり推進室長兼 国スポ推進室長		本 村 健一郎		○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義		○					
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 6 年 3 月 4 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 委員長報告
- 日程第 4 議案第 3 号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 江北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 江北町税の徴収等の特例に関する条例の廃止等に関する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 江北町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 9 号 令和 5 年度江北町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第11 議案第10号 令和 5 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議案第11号 令和 5 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議案第12号 令和 5 年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第14 議案第13号 令和 6 年度江北町一般会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和 6 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 令和 6 年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 令和 6 年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 令和 6 年度江北町下水道事業会計予算

午前 9 時 開会

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第2回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

開会に先立ち、今年の元旦に発生した能登半島地震により亡くなられた方に対しまして黙禱を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

○井上敏文議長

黙禱を終わります。ありがとうございました。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告並びに町長からの行政の重点事項について報告をいたします。

まず、私のほうからですが、報告に先立ちまして、報道でも御存じのとおり、石川県能登半島地域では正月元旦に発生した地震により大変な被害に見舞われております。亡くなられた方への御冥福をお祈りするとともに、被災された方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、私から議会事務局諸般の報告の中で、主なものを報告いたします。

1月19日、グランデはがくれにおいて佐賀県町村議会議長会議並びに政策研究委員会が開催されました。

協議事項としましては、定期総会に提出される案件について協議がなされ、また、報告事項として令和6年度税制改正に関する行政についての説明が行われました。その後、政策研究会では佐賀県の空き家対策について佐賀県県土整備部建築住宅課技術監の山口俊裕氏により県内の空き家状況及びその対策についての講義がありました。

次に、2月16日、同じくグランデはがくれにおいて第77回佐賀県町村議会議長会定期総会が開催され、議事としては、会務報告、令和4年度の決算報告、令和6年度の基本方針及び事業計画・予算方針（案）、令和6年度歳入歳出予算（案）、それと、決議（案）として、議会の機能強化及び多様な人材が参加するための環境整備のほか、19項目について読み上げられ、全議案とも全員賛成で可決をいたしました。

以上、私からの報告といたします。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。まず、冒頭ではありますけれども、先ほど議長のお声がけによりまして皆様方とともに、このたびの石川県能登半島地震の犠牲になられた皆様方に黙禱をささげさせていただきました。ともすると、今までやってきたことをそのまま続けることが良といいでしょうか、特に我々役所というのは、そういうものにある意味、慣れ切っております。いろんな行事や会議等を行うときには前回の資料を見てですね、そのときの次第とか、遡っても2年か3年ぐらいで、それを言ってみれば年とか日付を変えて時点修正を加えれば、それで大体役目が済んでいるというような風潮がなくはないんですよね。でも、やはりそうではなくて、今回の地震を引き合いに出すのはいかがかというふうには思いますけれども、やはり時代は変わっておりますし、不測のいろんな事態が起きます。そうした視点というのも持つておかなければ単純に同じことを繰り返すということではなくて、今だからこそ、もっと言うなら今しなければならぬことということに感性を働かせるというのは大変大事なことじゃないかというふうに思いますし、そういう意味では、令和6年3月定例町議会の冒頭に、こうして皆様とともに黙禱をささげられたのは議会の皆様方の良識と、また配慮のおかげだというふうに思っておりますし、お礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

さて、令和6年3月定例町議会ということですが、私自身にとりましては、3月1日からまた新たな任期がスタートいたしましたので、新たな任期での初めての定例会ということになります。改めて議員の皆様方には引き続き御指導をよろしくお願いしたいというふうに思います。

今回の自身の選挙に際しましては、今回もまた様々な公約を掲げさせていただきました。ここで一つ一つを申し上げるということはあえてやめておきたいというふうに思います。

というのも、今議会の中でも一般質問等を通じて私の公約に対して御質問をいただく機会があるようでありますから詳細についてはそちらに譲りまして、これからの4年間の私なりの基本的な考え方といいましょうか、もしくは私なりのテーマといいましょうか、そうしたことについて特に3点申し上げたいというふうに思います。

もちろんここで言わなかったから関心がないとかやらないということではなくて、先ほど申し上げたように、基本的なテーマといいましょうか考え方といいましょうか、だけここではお話をさせていただきます。

といいましても、昨年9月議会に3期目の出馬表明をさせていただきました際に申し上げ

た項目としては同じ項目であります、それから半年が経過する中でいろんな状況の変化というのもありましたし、私なりにさらに考えを進めたものもあるものですから3期目スタートに当たってのその時点での私なりの考え方を申し上げたいというふうに思います。

まず、1つは教育であります。

御存じのとおり、特にといひましょ、今、江北町では義務教育学校ということで議会でも特別委員会を設置していただいて、これまでもいろんな事例研究といひましょ、視察等にも行っていただいております。現在の義務教育学校に関してといひましょ、検討状況ということていきますと、教育委員会において義務教育のあり方に関する検討会というものを設置していただいて、その中で基本方針ということて3点上げられていたかと思ひます。令和10年4月に現在の中学校敷地内に施設一体型の義務教育学校を開設するということだったというふうに思ひます。

実は、今回の義務教育学校の議論というのは私の中では一番の端緒はこの議会でも指摘をいただいております小学校のトイレをやはりどうするかということの中で、抜本的なトイレだけの対策ということではなくてということて議論を発展しながら、今申し上げたようなところてきておるんじゃないかというふうに思ひます。

ただ、私なりに今回3期目に挑戦をする中で、このことについてどう自分として向き合ふべきか、もしくは自分としては何を今住民の皆さんに約束ができるかということて自問自答した結果、御覧になった方もおられると思ひますけれども、これからの新しい時代における様々な教育の課題を解決するための舞台として義務教育学校という新しい制度を、仕組みを活用したいということて書いただけであります。先ほどの基本方針からいきますと3点ありましたけれども、私が公約として約束したのはその3というよりも0.5というんですかね、要は義務教育学校に移行するということて私としてもやはり新しい時代にふさわしい学校だというふうに思っているものですから進めたいというふうに思っておりますが、それ以外についてはいま一度、住民の皆さんの理解も含めて考え直す必要があるのではないかというふうに思っております。

というのは、必ずしも施設一体型である必要があるのかどうなのかとか、幸ひ江北町は道路を挟んで小学校、中学校がそれぞれあります。例えば、今まで事例として見てきたところのように幾つかの複数の学校を統合してどこかにということではないものですから、果たして施設一体型がいいのかどうなのか。それと、その場所として議会の中でもグランドが狭く

なるというふうな話があったりしました。そういうことでいきますと、仮に施設一体型として本当に中学校の敷地がいいのかどうなのかとか、それと令和10年4月というのも御存じのとおり、今は様々な価格が高騰して原材料費も大変な高騰をしておりますし、何よりもそういう資材の調達が大変困難な状況にあります。皆さん方も御存じのとおり、県内のいろんな公共事業が凍結、また延期、民間企業の大きな工場についても開設を先延ばしということがある中で令和10年4月ということ在必達目標にする必要があるのかと、本当に今が建てどきなのかということもやはり考える必要があるというふうに思ったものですから、私なりの公約としてお約束ができるといいでしょうか、私として申し上げられるとすれば、この新しい時代を捉えた制度だと私は思っている義務教育学校という仕組みはぜひに移行はしたいというふうに思っておりますけれども、それ以外の点についてはやはりいま一度立ち止まって考える必要があるのではないかというのが今の私の気持ちです。

というのも、実はその学校を造るとかということそのものよりも、先ほど申し上げたような、今の子供たちを取り巻くいろんな問題であるとか、また、教育に関する課題であるとか、やはりこうしたものを解決するための舞台として学校というのはあるべきではないかというふうに思っております。

例えば、特別支援教育の在り方とか部活の地域移行の方向性とか、そうした様々なことを解決するためにはどんな学校がいいのかとか、やはりそういう発想が必要だというふうに私なりに思っておるものですから、義務教育学校そのものというよりは、そうした教育や子供たちに関わる様々な諸課題を解決する道筋をつけるということを私は先行させるべきなのではないかというふうに思います。

だからといって義務教育学校のことを考えないということではなくて、併せてというか、私はその前にと本当は思っているんですけれども、並行してといいましょうか、多分別々なもんじゃないんですよね。義務教育学校は義務教育、そうした課題はまたそれと関係なし解決するぎよかろうもんては私はならないと思っているものですから、あえて公約の中でも舞台という言葉を使わせていただきましたけれども、そうした思いを込めたものであるということをご理解いただければというふうに思います。これについてはまた一般質問で御質問いただいてるものですから、さらにこれについてもぜひやり取りをさせていただければというふうに思っております。

それと2点目ですけれども、大きく言えば地域交通ということですから、9月議会で

は新幹線のことを申し上げました。

御存じのとおり一昨年になりますかね、9月に西九州新幹線一部開業ということになりましたけれども、開業の後はいよいよいいでしょうか、それから先の東のほうがどうなるのかということに恐らく全体というか、世の中の関心も移ってきたんだというふうに思います。

これまではどちらかというと新幹線の問題については、国や県、また、JRなども含めて言ってみれば膠着状態にあったのではないかとというふうに思いますけれども、昨年、特に後半にかけて、そうした関係者の方からいろんな発言がなされていたというのは報道でも報じられておりますので、御存じのとおりだというふうに思いますし、例えば、いわゆるフル規格というものについても今までの北回り、佐賀駅、佐賀空港、南回りというようなルートのほかに、また、第4のルートみたいなこともささやかれるようになりましたし、やはりこうした問題についてのそれぞれの自治体も今既に対応を始められております。

例えば、鳥栖市では西九州新幹線については新鳥栖駅を分岐にぜひすべきだという決議がなされたり、また、佐賀市議会では新幹線問題に係る多分、特別委員会が設置をされていたんじゃないかというふうに思いますし、これはお隣の久留米市ですけれども、先ほどの第4のルートとの関連もあるというふうに思いますけれども、言ってみれば新鳥栖分岐ではなくて、久留米もしくは久留米周辺でいいでしょうか、そうした長崎ルートの整備ということを経営活性化につなげられないかという動きが大変活発に実は行われているところであります。

そういう中で、私ども江北町、また、江北駅についてもこの沿線の中では大変重要な役割を占めてきておりましたし、これからもそうした役割を私は担う必要があるというふうに思っている中で、我々江北町としてやはりそうしたこれまでの問題に対して黙っておくということにはならないのではないかとというふうに思います。

これは当然議会でお決めいただくことではありますけれども、ぜひ議会におかれましては、例えば、特別委員会の設置であるとか、ぜひ町としてのやはりコミットといいましょうか関与というか、そうしたことを進めていく必要があるというふうに思っております。

これも今回、一般質問をいただいていますからその中でもまたやり取りがあろうかというふうに思いますけれども、御存じのとおり、以前の肥前山口駅、長崎本線と佐世保線の分岐の駅として大きな役割を務めてまいりました。ただ、これも我々先人たちの努力の結果として江北町が、肥前山口駅がそうした機能を担うことができたわけでありまして。ただ座して

待って降ってきたものではなくて、そういう意味では我々も将来に責任を持つという意味でも積極的に行動していく、今がそのときではないかというふうに思っております、このことに関しましては、これから恐らく4年間を通じたテーマだというふうに思っておりますもんですから、ぜひ議会の皆様方とも一緒に理解を深め、また、議論をしながら江北町として最良の、そして、最大の効果を将来にもたらすべく取り組んでいきたいという気持ちでおります。

それともう一つ、9月議会に申し上げたのは、役場の風土づくりみたいなことをちょっと言ったんじゃないかなというふうに思います。

先日は国のほうでは、いわゆる政治と金の問題に係る政治倫理審査会が開催をされておりますとおり、現在、国のレベルでも政治と金に関して大変な事態になっております。

また、それと同じように語ることはできないかもしれませんが、例えば、県内でも首長をはじめ、職員が逮捕されとか、そうしたやはり言ってみれば不祥事がこの公務部門でも相次いでいるというふうに私は思っております。幸い我が江北町役場はそうした犯罪、不祥事のようなことというのは起きておりませんが、ただ、日々の業務で感じるのは、先ほど冒頭申し上げたような、例えば、事務のミスであるとか、言ってみれば前例踏襲的な旧態依然たる仕事の進め方というのが残っているというのは否めないというふうに私は思っております。

こうした時代の変化とか世の中の流れとかいうのに一番鈍感な言ってみれば、こういう政治や公務部門ですら今までどおりのことを進めてきているといろんな問題が発生するという、私が今御紹介したようなことを見ますと、そうした今あらわれなのではないかというふうに思います。本当に時代の変化をどこで感じるかというのはそれぞれだと思いますけれども、いよいよそうした時代の変化がいや応なく我々に押し寄せているということなのじゃないかなというふうに思いますし、実際、我々公務部門でいきますと、例えば、会計年度任用職員とか、また再任用職員とか、そして、最近はまだ定年延長もなされましたが、いわゆる人事を含めた我々の制度そのものについても、そうした恐らく時代の変化を受けてのことだと思いますけれども、様々な制度改正が行われております。

そういう中で、実は最近、ほかの首長さんたちと会議でよく会う機会があるんですけども、どこの首長さんも口をそろえて言われるのは、最近は職員が辞める人間が多くてねというのをみんなばやいておられます。そういう意味では、もともと公務員というのは一度入っ

たら定年まで辞めなくていいというか、もちろん辞めるつもりもないというか、そういう職業でありましたし、生涯保障システムと言われているとおり、もちろん給料もボーナスも自動的にこうというある意味、非常にそういう意味でも魅力的な仕事でありましたけれども、やはり今の価値観の多様化とかということの中で、決してそういう公務部門にこだわるというか、人ばかりではなくなってきたということだというふうに思います。

先日の報道である調査結果によると、日本全体での転職希望者が1,000万人を超えたという報道がされていました。もちろん0歳から100歳を過ぎた方もおられますけど、ではないわけですからね、生産年齢人口でいけばどうでしょうか、5,000万とか6,000万ぐらいだと思いますけれども、その中の1,000万と言ったら5人か6人のうちの1人は積極的な意味も含めてだと思いますし、私は今そちらのほうが多いと思いますけれども、やはり自分のキャリアをいろんなところで積んでいきたいと、もう入ったら最後までということじゃなくて、そういうやっぱり言ってみれば世の中の価値観が変わってきているんだなということも思いますし、今、全国的には大変人材不足というふうにも言われてます。やはりそういう中で我々公務部門として、さらに言うなら江北町役場としてどうしたらそうしたやりがいのある職場というものを提供できるかというのは、これからの組織にとっては死活問題だというふうに思います。

やりがいがあるというのは楽であるということとは私は違うというふうに思っていますし、楽であることと楽しいということも違うと思っています。前も言ったかもしれませんが、本当に不思議なんですよ、楽という字と楽しいという字が何で漢字が同じなのかよく分からないんですけど、やはりきつくても楽しい、厳しくても楽しい、苦しくても楽しいという楽しさというのがあると思うんですね。もちろんその場でそういうことを実感できるかは別として、多分そういうことがやりがいということにつながるのではないかというふうに思っておりますが、今申し上げたように、価値観の多様化とか社会そのもののいろいろ多様化の中でやはり町制100年の言ってみればまちづくりのエンジンだと私は役場を思っているものですから、この新しい風土づくりというものが大変大事だというふうに思っております。

3点申し上げました。教育に関わること、また、新幹線に関わること、そして、そうした役場の在り方に関することを申し上げましたけれども、さっき申し上げたように、この3点に限ったことでありません。我々は総合行政でありますから、当然、全方位でやってはいくわけですが、この3つが私の基本的なこの4年間の中で、そのほかの部門に関して

言っても一番根本にある自分の考え方だというふうに整理をさせていただいております。

町制100年までの道筋をつけたいということで3期目に挑戦をさせていただいて、そして、結果として、今この場に立たせていただいています。中にはそんな見方をする人もいるんだと思うんですけど、町制100年までの道筋というぎ、あんた100年までずっとかんと、そんなことを言っているつもりはないんですよ。道筋、この方向性の先に我々の明るい100周年があるんだというその方向性をきちんと見定めて、そして、そこに到達するための方策をきちんと提示をするということを言っているわけであります。時代の変化を感じ、そして、その時代の変化の行く末をきちんと見定め、そして、その変化の先にどのような形で進んでいくかということを提示するというのが私は大事だと思います。

実は私ある方とお話ししてこんなことを言われたんです。今変えんでよかないばわざわざ変えんでよかろうもんとか、例えば、いや、そがん30年というたっちゃ、おいどんは30年後は生きとらんけんのうと、やっぱりそういう考えには残念ながら私は立てないんですよ。今は変えなくてよくても、これから先変えなければいけないことが感じ取れるのであれば、やはりそれを積極的に変えていくということが大事だというふうに私は思います。これもそれぞれの価値観の違いかもしれません。決して過去を否定しているわけではありません。今まではそれでよかったかもしれないけれども、これからの先の時代を見ればこのままじゃいけないよねと。それだったら、今、今日ここで変える必要はないかもしれないけれども、これから変えていくことをやらないといけないというふうに私は思いますし、自分が町政を担当しているかどうかとは関係ありません。少なくともこれからまた4年間自分は担当させていただくわけですから、その4年間で将来につながる、将来に責任を持つ、責任を果たすためにあるべきだというふうに思っています。

例えば、車のタイヤはいつ替えるかとか、中にはパンクしてから替える人もいるかもしれませんが。ばってん、やっぱりこう見ているとそろそろパンクしそうだと思うと、来週は高速道路にも乗らなばいかん、もし朝急ぎよるときにパンクしたらいかんというなら、今ここでパンクはしていなくても早晚パンクするやろうということが分かれば一番適切なタイミングで、適切な方法でやはりタイヤを交換するということが大事なんじゃないかなと、分かりやすく言えばそういうことを自分なりに思うわけであります。

必ずしも考えを異にする方もおられると思いますけれども、ぜひそうした方とこそいいましょか、ぜひ議論をさせていただいて、よりよい江北町をつくっていく所存であります

から、改めてではありますけれども、議員の皆様方には引き続き御指導、御理解、御協力よろしくをお願いしたいと思います。

それと、最後に1点だけですけれども、御本人の了解を得てここで報告をさせていただきます。

これまで2期8年ともに町政に携わってきてくれました山中秀夫副町長の任期が今月、3月31日をもって満了となります。山中副町長におかれては今任期満了をもって退任をされることになりました。

また、改めてお礼を申し上げる場も自分もあるとは思いますが、聞くところによりますと、昭和43年に役場に入職をされたと。私は43年生まれなものですから55年間まさに先ほどから申し上げたように、これまでの江北町の町勢発展に御尽力をいただいたことを改めて心から敬意を表したいというふうに思いますし、私にとっては3期目最初の議会ではありますが、山中副町長にとっては最後の定例会ということになりますし、長くこの55年の言ってみれば私は総決算だというふうに思っております。

ぜひ副町長におかれては有終の美を飾っていただきたいというふうに思いますし、我々残る者にとっては、その有終の美を飾ってさしあげるからこそが我々後を務める者の責任だというふうに思っております。

先ほど申し上げたように、後任の人事案は、また、今会期中に可能であれば提案をさせていただきたいというふうに思いますが、あらかじめ山中さんには御了解をいただいて、議員の皆様方にはこの場で御報告させていただきます。

それでは、改めてではありますけれども、令和6年3月定例町議会であります、私も、また山中副町長共々どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

次に、一部事務組合の議会が開催されております。

内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりでございます。

なお、詳しい内容が知りたい方は議員控室に資料を置いておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告は終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、7番池田和幸君、8番西原好文君、9番田中宏之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会期は、本日から3月15日までの12日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでございます。御了承願いたいと思います。

日程第3 委員長の報告

○井上敏文議長

日程第3．委員長報告を議題といたします。

会期中の事務調査について、義務教育学校に関する特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告を求めます。

義務教育学校に関する特別委員会委員長、田中宏之君御登壇願います。

○田中宏之義務教育学校に関する特別委員長

皆さんおはようございます。それでは、義務教育学校に関する特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る2月7日に行いました閉会中の事務調査について報告いたします。

私たち義務教育学校に関する特別委員会の全委員10人と学校づくり推進室の職員3人、計13人で、先月7日に義務教育学校の先進地であります多久市立東原痒舎中央校と大町町立大町ひじり学園を行政視察いたしました。

まず、午前中、多久市役所を訪ね、ここで多久市議会の田淵副議長より歓迎の御挨拶をいただき、その後、学校教育課の西村課長よりスライドを交えながら多久市内の小中学校設置

状況や小中一貫校導入に伴う再編、そして、義務教育学校への移行等について説明をしていただきました。それに対し質疑応答も行いました。その後、中央校へ場所を移し、そこでは校長、教頭先生により義務教育学校としての考え方や取組について、また、課題についての説明があり、それに対する質疑応答も行いました。その後、学校内施設を教頭先生の案内で見学をいたしました。

午後からは大町町立大町ひじり学園の視察を行いました。大町の場合は直接ひじり学園を訪ねました。最初に、諸石大町町議会議長より歓迎の御挨拶をいただき、その後、尾崎教育長より、小中一貫校を経て義務教育学校へ移行した経緯や、学園としての取組について説明を受け、質疑応答を行いました。会議終了後、教育長の案内で学園内施設を見学いたしました。学校施設を見て回りながら感じたことは両校とも階段や共有スペース、特に廊下等を含みますが、とても広々としていたのが印象に残りました。そのためか学校全体が明るかったような感じもいたしました。

さて、両校とも最初は小中一貫教育を念頭に小中一貫校舎建設を目指したとのことでした。今までの教育方針とは異なることから何回となく保護者や地域住民に説明会を開き理解を深めていったとのことでした。特に多久市においては10校ある小中学校を再編し、3校の小中一貫校への計画だったため、廃校になる地域からの反発は強かったとのことでした。地元説明会、あらゆる方面との意見交換会を行い、そのたびに検討委員会を開催し、丁寧に粘り強く説得を重ね、実に3年以上かけて最終答申にこぎ着けたとのことでありました。両校とも小中一貫校開校には苦労があっておりますが、そこからの義務教育学校への移行にはすんなりとできたように感じました。

我が町としては、義務教育学校への移行を目指していますから、今以上に町民に関心を持ってもらい町民を巻き込んだ議論、検討をしっかりと行いながら進めてもらいたいものと思います。

次に、義務教育学校へ移行した成果と課題について両校からもお聞きしたことを幾つか申し上げます。

まず、成果ですが、両校とも9年間を見通した系統性ある教育課程や、カリキュラム編成ができる。また、乗り入れ授業ができ中学部の先生が小学部の指導に入ることで、児童は専門的な指導を受けることができ、小学部の先生にとっては指導法の改善につながる。また、一方、中学部の先生にとっても小学部の授業を見ること等で指導法改善につながる。教職員

間での児童・生徒に関する情報共有が容易に行える。また、大町ひじり学園は校舎一体型なので、小学部の児童は中学部の生徒の活躍を見ることができ、将来の姿を見通した生活ができる、中学部の生徒は無意識のうちに児童の先輩としての立場で行動するようになると言われておりました。

次に、課題ですが、まず6年生の活躍の場が少なくなり、責任感を育てる場が弱くなるようですということです。また、生徒指導及び支援に対して、小中の教員の温度差があり、小学部の生活指導は子供に寄り添った指導で中学部の生徒指導はどちらかというと厳しいところがあるようで、同じ学園内の指導としては違和感があるように感じました。

次に、教職員のことですが、異動で普通学校から来られた先生には義務教育学校としての文化の継承が必要で、異動1年目の先生への研修が行われております。

次に、大町ひじり学園で令和3年度に児童・生徒にアンケートを取られておりますので紹介いたします。4年生、6年生、7年生、そして、9年生を対象に大町ひじり学園が小中一貫校でよかったですかという質問のアンケート結果については、7年生、9年生が70%強、それから4年生、6年生では90%がとてもよかった、もしくはよかったと答えたそうです。以上のようなところを伺ったところでございます。

最後に、今回の視察で感じたことを申し上げます。

両校とも義務教育学校として開校するまでには長い年月と幾度となく検討や説明が繰り返して行われてきております。

我が町も令和10年の開校を目指すと執行部は言っておりますが、本当にできるでしょうか。数年前から関係機関への説明会は開催されておりますが、いまだに盛り上がりにかけているように感じます。もっと住民を、特に低学年や保育園、幼稚園の保護者を巻き込んだところの議論も必要じゃないかと思えます。

あと4年しかありません。我々議会にももっと具体的な提案をしていただき、町長においては、今月3月1日から3期目が始まりました。先ほど、町長の御挨拶の中で義務教育学校に対する考え方を聞き、あれっと思ったり、ちょっと戸惑った議員もおられるかもしれません。

ただ、公約にも上げておられるように、大事な9年間を見通した新しい教育の舞台でもある義務教育学校への移行実現のためにも我々議会と執行部とでしっかり議論をしていこうではありませんか。

以上で委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

以上で委員長の報告を終わります。

日程第４～第18 議案第３号～議案第17号

○井上敏文議長

日程第４．議案第３号から日程第18．議案第17号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富議会事務局長。

○議会事務局長（武富和隆）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました議案について提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第３号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部が改正され、公金事務の私人への委託に関し、規定する新たな条文が追加されたことから、条例で引用する法の条項番号に変更が生じるため、所要の改正を行うものでありますが、併せて地方自治法の規定に準じ条文を見直すなど、条例の整備を行いたいと思っております。

次に、議案第４号 江北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方自治法の改正により、令和６年４月１日から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことから、本町会計年度任用職員についての関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第５号 江北町税の徴収等の特例に関する条例の廃止等に関する条例であります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が、令和３年９月１日から施行され、国が地方公共団体へ全国標準システムの導入を義務づけたことに伴い、現在の個人町民税、固定資産税及び国民健康保険税の３税を併せて賦課・徴収する、これまでの集合徴収方式から

全国標準である税目ごとに賦課・徴収する単税徴収方式へ変更することとなりました。

このため、令和7年度から集合徴収方式について規定した江北町税の徴収等の特例に関する条例を廃止し、江北町税条例及び江北町国民健康保険税条例を改正するものであります。

次に、議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

江北町国民健康保険税条例における未就学児均等割額の軽減について、地方税法施行令と江北町国民健康保険税条例に相違があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、江北町国民健康保険税の未就学児に対する軽減額を改めるものであります。

議案第7号 江北町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

空家等の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和5年12月13日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

法改正の主な内容としては、空き家所有者の責務強化が図られており、空き家の適切な管理に加え、国、自治体を実施する施策に協力する努力義務が追加されています。

また、これまでの法律は特定空家等への措置を中心に規定されていましたが、今回の改正で、放置をすれば特定空家になる恐れのある空き家、これを管理不全空家ということで定義をし、特定空家化を未然に防止するための措置が新たに追加されたところであります。

特定空家への対応強化として所有者に対する報告徴収権が町に付与されたことで、特定空家の状態の把握が可能になり、勧告等の措置が円滑に行えるようになります。さらには、緊急代執行制度の創設及び代執行費用の徴収の円滑化、相続放棄や所有者不明の空き家に対して、町が財産管理人の選任を裁判所に請求することが可能となりました。こうした法改正に対応するため、本条例の関係条文の改正を行うものであります。

空き家対策につきましては、国よりも自治体の取組のほうが先行しておりまして、法律の前に各自治体が条例を制定しておりましたが、後ればせながら最近矢継ぎ早に国のほうが、こういう法律であるとか制度の充実を図ってきておられます。やはり条例に基づくよりも法律に基づく措置のほうが当然そうした強制力というものは強いものですから、こうしたものをせっかく我々も言うてみれば、そうした対策のための道具を手に入れたわけですから使わなければ意味がありません。しっかりこうした条例改正はあくまでも出発点でありまして、こうしたものをしっかり使って空き家対策に取り組んでいきたいと思っております。

次に、議案第8号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

要するに、デジタル化の推進に伴い保育所の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続に関するもので、書面により行うことが規定、または想定されている記録等をこれからは電磁的記録により行うことができるように条文を追加するものであります。

また、書面掲示が義務づけられている運営規定の概要等については、ホームページ等を利用し、公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう改正をするものであります。

次に、議案第9号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正額は、2億890万6千円を減額し、歳入歳出予算総額を70億281万8千円とするものであります。

歳入については、町税では、当初見込みと比較して法人税を中心に増収となります。

また、国の再算定による地方交付税の増などにより、基金繰入金等の減額を行うものであります。

要は、交付税が増えるものですから基金から繰り入れる額を減らすという意味であります。

歳出については、国の補正予算によるもの及び扶助費の増額や、事業実績見込みにより事務執行経費を減額し、減債基金等への積立てを行うものであります。

歳入予算の主なものとしては、町税4,614万円、これは補正額を書いていますね。

地方交付税1億4,470万円。

基金繰入金3億355万円の減額。

町債が4,500万円の減額と。使わなくていいと、借りなくていいというふうに思っていただければいいかと思います。

歳出予算の主なものとしては、障害児通所支援給付費521万円。

小・中学生医療費助成金（町単独分）222万円。

病児保育事業委託料200万円。

続きまして、道路改良事業 設計業務委託料911万円。

基金積立金が6,959万円増ということになります。

また、繰越明許費については、国の補正に伴い、令和6年度分を前倒しして実施する事業

などを含めて5事業を計上し、令和5年度設定の総額が2億332万円となります。

次に、議案第10号 令和5年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正額は、2,969万円を減額し、歳入歳出予算総額を2億5,275万6千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、工事請負費、委託費等の入札による残額を減額するものであります。

次に、議案第11号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正額は、97万3千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億5,474万4千円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費及び電算センター負担金の減額であります。

次に、議案第12号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正額は、2,366万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,457万円とするものであります。

補正予算の主な内容は、工事請負費、委託費等の入札による残額を減額するものであります。

次に、議案第13号 令和6年度江北町一般会計予算であります。

令和6年度の当初予算につきましては、町長改選期であったことから継続事業及び新規事業の中でも当初から実施する必要のある事業について計上しており、その方針としては優先順位を見極め、歳出削減と歳入確保の両面から確固たる財政基盤を維持しつつ取り組むものとして予算を編成しております。

令和6年度の江北町一般会計予算総額は、前年度に対して9,100万円の増となる68億9,700万円です。

歳入については、町税は、対前年度比2.5%増の11億57万円、地方交付税は3.7%増の19億5,000万円、ふるさと納税は12億円、町債は、過疎債等で2億1,070万円としております。

主な事業は、ペーパーレス会議システム導入事業、これは議会のペーパーレス化であります。タブレット導入213万円、消防操法大会、合同ラッパ吹奏大会に係る経費287万円、さが園芸888整備支援事業4,043万円、SAGA2024国民スポーツ大会事業7,909万円、児童手当負

担事業 2 億287万円、給食センターボイラー工事1,241万円などを計上しております。

以上でございます。

議案第14号 令和 6 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算であります。

令和 6 年度の歳入歳出予算総額は、前年度より 1 億4,334万 2 千円減少し、1 億2,930万 3 千円となります。

歳出の主なものは、鳴江、城ノ井、大西排水施設の空気圧縮機分解整備工事など、排水機管理費 1 億446万 9 千円を計上しております。

議案第15号 令和 6 年度江北町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和 6 年度の歳入歳出予算総額は、前年度より 1 億3,373万 5 千円を増額し、12億3,689万 4 千円となります。

歳入の主なものは、国民健康保険税 1 億9,421万 1 千円、県支出金 8 億7,521万 4 千円、繰入金 1 億6,635万 2 千円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費 8 億531万 3 千円、県へ納める事業費納付金 3 億1,682万 4 千円などであります。

国民健康保険事業運営の安定のため、国保税の収納率向上を図るとともに医療費抑制のため、医療費適正化及び特定健診未受診者対策を行っていきます。

国民健康保険の税率については、令和 6 年度は県からの標準税率は引き上げということでありましたし、県内多くの市町が引き上げという提示をされておりましたけれども、おかげさまで我が町におきましては、過去 2 年間引下げをしてきましたけれども、引下げまでは今回できませんでしたが、税率については据置きということでさせていただきたいと思っておりますので、今回、そういう意味での令和 6 年度からの税率改定は行わないということとなります。

次に、議案第16号 令和 6 年度江北町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和 6 年度の歳入歳出予算総額は、前年度より1,798万 4 千円増額し、1 億5,887万 2 千円となります。

この予算は、佐賀県後期高齢者医療広域連合の試算により、被保険者約1,400名の方から徴収する保険料と、低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付する予算となっております。

最後であります。議案第17号 令和 6 年度江北町下水道事業会計予算です。

下水道事業については、令和6年度から地方公営企業法に基づく公営企業会計へ移行します。これにより当初予算は下水道施設の管理や運営に係る収益的収支と建設改良工事等に係る資本的収支に区分されます。

令和6年度の収益的収支は、下水道使用料、他会計補助金等による事業収益として6億1,615万5千円、維持管理費や減価償却費等に係る費用として6億549万6千円を計上しております。

資本的収支については、国庫補助金や企業債等を財源とした収入として2億752万9千円、施設の建設改良や企業債の償還等に必要の支出として3億9,288万3千円を計上しております。

資本的支出額に対し不足する資本的収入額1億8,535万4千円は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

なお、主な建設改良事業は宅地分譲に伴う污水管渠埋設工事及び公共下水道施設機械・電気設備改築工事であります。

下水道事業につきましては、先ほど御説明しましたとおり、令和6年度から、いわゆる地方公営企業法の適用ということになりますものですから、これまでの特別会計ということではなくて下水道事業として企業会計としての予算ということになります。

御存じのとおり、大体、我々公務部門は現金主義といいましょうか、そうしたものが主流でありますけれども、今回、下水道事業については企業会計ということで、少しそういう予算の見方であるとか、例えば、複式簿記とか、そういうことで、少しこれまでにない、言ってみればスキルを我々職員にも求められております。

今回、予算を編成させていただいているものですから、そうしたこともぜひ踏まえていただいて御質問をいただければというふうに思いますし、これは我々町として初めてこうやって下水道事業の企業会計化ということになるものですから、ぜひともに、ともにというのはおこがましいかもしれませんが、そうした知識も含めて共有しながら進めていければというふうに思います。

以上が本議会で提案をいたしました議案であります。

今議会は予算特別委員会も開催されます。長丁場になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時 1 分 散会